

Practical guide to IFRS

金融資産の減損に関する公開草案

2013年3月、国際会計基準審議会 (IASB) は、公開草案「金融商品: 予想信用損失」を公表しました。本公開草案は数年にわたる審議の結果であり、先に公表された2つの減損に関する提案文書に続くものです。

本公開草案では、国際会計基準 (IAS) 第39号「金融商品: 認識及び測定」における現行の発生損失モデルと置き換わることになる予想信用損失モデルの全体像が説明されています。本公開草案は、発生損失モデルに対する批判、とりわけ、発生損失モデルが減損損失の「少なすぎて遅すぎる (too little and too late)」認識の原因となったという批判に対処することを意図しています。減損損失について、認識される金額が増えるだけでなく、認識のタイミングが早まることが予想されます。本実務ガイドは、主要な提案およびその影響を要約したものであり、米国財務会計基準審議会 (FASB) の減損に関する提案および IAS 第39号の減損モデルとの比較も含めています。

概要

- 提案されているモデルでは、企業は、金融商品について12か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金を認識しなければなりません。また、当初認識以降に金融商品の信用リスクが著しく増大した場合、企業は全期間の予想信用損失を認識しなければなりません。
- 12か月の予想信用損失は、報告日から12か月以内に生じ得る債務不履行事象により生じる、金融商品の存続期間にわたって受け取りが見込まれないすべてのキャッシュ・フロー (キャッシュ不足額) です。
- 全期間の予想信用損失は、金融商品の存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるキャッシュ不足額です。

- 予想信用損失は、偏りのない確率加重アプローチを用いて算定され、かつ、貨幣の時間価値を考慮します。予想信用損失の算定は、最善のケースの見積りや最悪のケースの見積りを行うことではありません。むしろ、少なくとも信用損失が発生する確率と信用損失が発生しない確率を織り込む必要があります。
- 一般モデルに対する例外として、企業は、「投資適格 (investment grade)」級に相当する金融商品については、全期間の予想信用損失を認識しません。
- 金利収益は、金融資産の総額での帳簿価額に対して実効金利法を用いて計算されます。ただし、減損の客観的証拠がある場合 (すなわち、資産が現行のIAS第39号の規定の下で減損している場合) には、金利収益は純額での帳簿価額 (すなわち、損失評価引当金を控除後の帳簿価額) に対して計算されることになります。
- 本公開草案には、営業債権およびリース債権についての単純化したアプローチが含まれています。企業は、短期の営業債権について、全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定しなければなりません。長期の営業債権およびリース債権については、一般モデルへの代替として、短期の営業債権に適用されるものと同様の測定基礎に基づくモデルが (会計方針の選択として) 利用可能です。
- 購入または組成した信用減損金融資産には異なるモデルが要求されます。
- コメント募集期限は、2013年7月5日となっています。IASBは、2013年末までに減損に関する規定を最終化する予定です。

目次:

概要	
背景	2
提案されている IASB モデル	3
次のステップ	12
付録 – IASB の提案と FASB の提案の比較	14



背景

金融危機の最中、20カ国・地域財務相・中央銀行総裁会議(G20)は、国際的な会計基準設定主体に対して、単一で質の高い国際基準を開発するという目的に向かって集中的に取り組むことを要請しました。この要請への対応として、IASBおよびFASBは、新しい金融商品基準を共同で開発するための取り組みを開始しました。

IASBは、IAS第39号を置き換えるプロジェクトを加速することを決定し、このプロジェクトを「分類及び測定」、「減損」、「ヘッジ」という3つの主要なフェーズに細分化しました。マクロ・ヘッジは別個のプロジェクトと考えられています。

IASBは、このプロジェクトのフェーズ1として、2009年11月に金融資産の分類及び測定、2010年11月に金融負債の分類及び測定を完了しました。IASBは、2011年後半に国際財務報告基準(IFRS)第9号の分類および測定モデルに限定的な修正を行うかどうか検討することを決定し、2012年11月末にこれらの限定的修正に関する公開草案を公表しました([Straight away 101](#)「IASBがIFRS第9号『金融商品』の限定的修正を提案 (IASB proposes limited modifications to IFRS9)」をご参照下さい)。

このプロジェクトの一環として、IASBは、減損に関する最初の公開草案を2009年に公表しました。当時、IASBは、企業は償却原価を、期待キャッシュ・フローを当初の信用調整後の実効金利で割り引いて測定すべきだと提案していました。この場合、金利収益は、当初の予想信用損失を控除した後の純額で計上されることとなります。関係者はこの概念を支持したものの、運用可能性について重大な懸念を示しました。

FASBは、2010年に、損失評価引当金の残高が金融資産の残存期間に係るすべての見積信用損失を反映することを目的とした会計基準更新草案を公表しました。

IASBとFASBが受け取ったフィードバックは、コンバージェンスされた減損モデルを強く要求するものでした。このため、両審議会は、2011年に、それぞれの公開草案についての補足文書を共同で公表しました。この文書は、企業が金融資産を「グッド・ブック」と「バッド・ブック」という2つのサブ・グループに分割することを提案するものでした。グッド・ブックについての損失評価引当金は、次のいずれか大きい方で計算されるとされていました。

- 期間按分した損失評価引当金
- 予見可能な将来についての予想信用損失

バッド・ブックについての損失評価引当金は、全期間の予想信用損失に基づいて算定されるとされていました。

コメント提出者は、補足文書で示されたモデルを支持しませんでした。彼らは、グッド・ブックについて2つの異なる減損の計算を要求することに概念上の利点はなく、運用上複雑であると考えました。

このような回答を受け取った後、両審議会は、金融商品の信用度の悪化の一般的なパターンを反映した新しいモデル(「3バケット」モデル)を引き続き共同で開発しました。

2012年夏、FASBは、3バケット・モデルとは異なるモデルの開発を決定しました。FASBがこのような決定を行ったのは、3バケット・モデルの主要な規定に関する明確性の欠如について懸念を提起するフィードバックを受け取ったからです。そして、FASBは、金融商品のすべての予想信用損失について損失評価引当金を認識する単一の測定モデルを開発し、2012年12月に、現在予想信用損失(Current Expected Credit Loss <CECL>)モデルに関する公開草案を公表しました。この公開草案のコメント募集期限は2013年5月31日となっています。

IASBも、3バケット・モデルの開発中にアウトリーチ活動を実施し、そのフィードバックは、当初認識以降に信用度が著しく悪化している金融商品とそうでない金融商品とを区別するモデルを支持するものでした。しかし、アウトリーチ活動の参加者は、提供する情報の便益は、どのような場合に金融商品の信用度が悪化しているかを判定するためのコストを上回らなければならないことを強調しました。

受け取ったフィードバックに基づいて、IASBは、どのような場合に金融商品の損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定すべきかについての要求事項を中心に3バケット・モデル案を修正しました。

IASBは、2013年3月初旬に公開草案を公表しました。本公開草案に関するコメント募集期間は2013年7月5日となっています。IASBは、2013年末までに減損に関する基準を最終化することを目標としています。

本公開草案は発効日を定めていませんが、IFRS第9号の全フェーズについての適切な強制発効日に関するコメントを求めています。

Practical guide to IFRS – Exposure draft on impairment of financial assets

PwCの見解：それぞれの審議会が異なるモデルを公表しており、現在のところ減損モデルはコンバージェンスされていません。

IASBの公開草案は2012年12月に公表され、コメント期限は最近延長されて2013年5月31日となっています。IASBの公開草案は2013年3月に公表され、コメント期限は2013年7月5日となっています。このようなタイミングの違いが両方の公開草案へのコメント提出予定者にとっては問題となる可能性があります。このため、提案された変更によって重要な影響を受けることが予想される関係者は、これらの公開草案の評価をすぐに開始したほうがよいでしょう。

コンバージェンスは広範囲の利害関係者にとって主な目的のひとつであり、そのため、両審議会は、コンバージェンスされた減損モデルを共同で開発することを要求されてきました。PwCは、両審議会は、コメント期限の後にそれぞれの公開草案に対して受け取ったコメントを共同で審議すると予想しています。

提案されているIASBモデル

範囲

提案されているモデルは、次のものに適用しなければなりません。

- IFRS第9号に従って償却原価で測定する金融資産
- 公開草案「分類及び測定：IFRS第9号の限定的修正」に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
- 信用を供与する現在の契約上の義務がある場合のローン・コミットメント(IFRS第9号に従って純損益を通じて公正価値で会計処理するローン・コミットメントを除く)
- IFRS第9号の範囲に含まれる金融保証契約のうち、純損益を通じて公正価値で会計処理するものではないもの
- IAS第17号「リース」の範囲に含まれるリース債権

PwCの見解：提案されている減損モデルは、現在、IAS第39号に従って会計処理されている金融資産だけでなく、現在、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って会計処理されている特定のローン・コミットメントおよび金融保証にも適用されます。IASBがこれらを公開草案の範囲に含めたのは、企業がこれらすべての金融商品の信用リスクを同じ方法で管理しているからです。

一般モデル

本公開草案に従って、企業は、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合、金融商品に係る予想信用損失を12か月の予想信用損失と同額で測定しなければなりません。しかしながら、報告日において、金融商品に関する信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失を引き当てることが要求されます。

12か月の予想信用損失は、報告日から12か月の間に発生が予想されるキャッシュ不足額を意味するものではありません。むしろ、12か月の予想信用損失は、報告日から12か月以内に生じ得る金融商品の債務不履行事象により生じる、金融商品の残存期間にわたって発生が予想されるすべてのキャッシュ不足額の現在価値です。

PwCの見解：IASBは、「債務不履行事象(default event)」という用語を定義していません。これは、予想信用損失の測定にとって重要な用語です。本公開草案には設例が提供されていますが、モデルを適用するには判断が必要となります。

本公開草案における12か月の予想信用損失の測定は、(バーゼルなどの)規制上の算定において定義される12か月の予想信用損失と完全に同じではありません。「債務不履行の発生確率(Probability of Default <PD>)」および「債務不履行時の損失(Loss Given Default <LGD>)」の双方ともに異なった算定がなされます。企業は、規制目的のために開発したシステムを用いて、適切な調整を行うことにより、IFRSの数値を算出したいと考えるかもしれません。後述の解説をご参照ください。

対照的に、全期間の予想信用損失は、債務不履行事象の予想される発生時期にかかわらず、金融資産の残存期間にわたって発生が予想されるすべてのキャッシュ不足額の現在価値を表します。

前述の2つの段落で言及したキャッシュ不足額(信用損失)とは、企業が受け取るべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値と定義されています。

PwCの見解: 本公開草案は、金融商品の信用度の悪化の一般的なパターンを反映したモデルを提案しています。このため、全期間の予想信用損失の認識は、当初認識時には行われません。損失評価引当金は、当初認識時に12か月の予想信用損失で計上され、要件に該当するまで(すなわち、信用リスクの著しい増大があるまで)、引き続きこの基礎に基づいて測定されます。要件に該当した場合、損失評価引当金は全期間の予想信用損失に基づいて測定されます。

購入または組成した信用減損金融資産には異なるモデルが適用されます(後述の解説をご参照ください)。

IASBの提案するモデルとFASBのCECLモデルとの最も重要な違いは、企業が全期間の予想信用損失を認識する時期に関連しています。CECLモデルは、金融商品の当初認識時に全期間の予想信用損失の引当計上を企業に要求しています。この測定基礎は金融商品の存続期間を通じて変更されません。IASBのモデルは二重測定モデルで、FASBのモデルは単一測定モデルです。

PwCの見解: IASBのモデルとFASBのCECLモデルの双方ともに現行の実務からの大幅な変更となります。両審議会は、発生損失モデルから離れ、予想損失モデルを採用しました。

FASBおよびIASBの両モデルともに、「初日(day one)」の減損損失を損益勘定で認識することを要求しています。この損失は、IASBモデル(12か月の予想信用損失)のもとの方がFASBモデル(全期間の予想信用損失)よりも少なくなります。金融資産が、組成時に損失発生リスクを適切に反映した現在の市場金利に基づき価格

設定される場合、「初日」の損失の認識は取引の経済性を反映していないと主張する人もいると考えられます。また、これは、金融資産が公正価値を下回る金額で当初計上されることを意味します。

信用リスクの変動の評価

IASBの二重測定モデルは、金融資産を12か月の予想信用損失測定から全期間の予想信用損失測定へ移行しなければならない時点を決定的ことを企業に要求しています。本公開草案の提案においては、この移行時点は、当初認識以降に金融商品の信用リスクが著しく増大した時となります。その後信用リスクが減少して、当初認識以降の信用リスクの著しい増大が解消された時点では、企業は当該金融資産を全期間の予想信用損失測定から12か月の予想信用損失測定へ移行しなければなりません。

PwCの見解: IASBは、信用リスクの変動を評価する際の「著しい(significant)」という用語を定義していないほか、全期間の予想信用損失の認識が要求される債務不履行の発生確率の変動幅を特定していません。本公開草案の中に設例が示されていますが、それでも本モデルを適用する際には判断が必要となります。

信用リスクの変動の大きさを検討する際、企業は、予想信用損失の変動ではなく、債務不履行の発生確率の変動を使用しなければなりません。この評価を行う場合、企業は、報告日時点での金融商品の債務不履行の発生確率を、当初認識時点での当該金融商品の債務不履行の発生確率と比較しなければなりません。一般的に、この比較には全期間(すなわち、金融商品の残存期間にわたる期間)の債務不履行の発生確率を使用しなければなりません。しかし、実務上の便法として、企業が使用する他の情報(すなわち、規制目的上の情報)を使用するため、違った評価につながる限り、企業は12か月間の債務不履行の発生確率を使用することができます。

PwCの見解：本公開草案は、12か月の債務不履行の発生確率を使用して信用リスクの変動の評価を行うことを企業に許容していますが、これは規制上の目的のために使用される12か月の債務不履行の発生確率を何らの調整もなく使用できるということではありません。

規制上の12か月の予想信用損失は、通常、景気循環サイクル全体を通じた (through the cycle) 債務不履行の発生確率に基づいており、健全性のための調整を含めることができます。しかし、本公開草案で使用される債務不履行の発生確率は、「ある一時点 (point in time)」の債務不履行の発生確率であり、IASBは、規制上の健全性の原則よりも中立性の原則を重視しています。ただし、規制上の債務不履行の発生確率は、IFRSの債務不履行の発生確率へと調整できるとすれば、良い出発点と言えます。

企業は、当初認識時点および報告日時点における債務不履行の発生確率の単純な絶対値の比較では適切でないことを認識すべきです。他のことがすべて一定であれば、金融商品の債務不履行の発生確率は、時間の経過と共に低下するはずですが、したがって、企業は、債務不履行の発生確率を比較する場合、当初認識時点と報告日時点における金融商品の相対的な残存期間を考慮する必要があります。言い換えれば、報告日時点における金融資産の残存期間の債務不履行の発生確率 (たとえば、すでに3年経過した5年満期の金融商品であれば残り2年の発生確率) は、当初認識時に予想した残存期間の最後の2年間 (すなわち4年目と5年目) の債務不履行の発生確率と比較されなければなりません。企業はこの要求事項を運用上困難と考える可能性があります。

金融商品の信用リスクが著しく増大したかどうかを判定する際に、企業は外部の市場指標、内部要因および借手に固有の情報に係る実際および予想される変化など、最善の利用可能な情報を考慮しなければなりません。考慮すべき要素は、本公開草案の適用指針 (B20項) に列挙されており、そこには、外部の市場指標 (信用スプレッド等) の変動、外部信用格付けおよび内部信用格付けの実際または予想される変化、信用リスクについての内部的な価格指標の変化、事業、財務または経済の状況の既存

のまたは予想される変化のうち、借手の債務を履行する能力に変化を生じさせると予想されるもの、借手の営業成績の変化などが含まれています。利用する情報は、過去の事象および現在の状況を反映しているだけでなく、将来の事象および経済状況の合理的で裏付け可能な予測をも含むものでなければなりません。

本公開草案は、当初認識以降に信用リスクに著しい増大があったかどうかを判定する際に、大半の企業が (期日経過の情報よりも) より将来予測的な情報を使用できると考えています。しかし、特定の状況において、企業が期日経過の情報を考慮することを容認しています。本公開草案は、契約上の支払の期日経過が30日超となっている場合には信用リスクの著しい増大が発生しているという反証可能な推定を置いています。この推定は、期日経過の状況にかかわらず、信用リスクが著しく増大していないことを示す説得力のある証拠がある場合には反証されることとなります。たとえば、企業の借手が定期的に返済をしてはいるものの、通常それは期日の45日後であるという過去の実績がある場合です。このような場合、返済の期日経過が45日超となるまで、企業は引き続き減損を12か月の予想信用損失で測定することができます。別の状況で企業が推定を反証できるのは、顧客が借入契約の開始時において期限内に支払を行わないのは顧客の口座振替の手続きが遅れているためであり、過去の経験に基づいて、こうした遅延が信用リスクの増大の兆候ではないことを証明できる場合です。

PwCの見解：IASBは、期日経過の状況を信用リスクの増大を示す最後の兆候とみています。そのため、より将来予測的な情報を使用することにより、企業は、より早い段階で全期間の予想信用損失に移行することになると予想されます。

一般モデルの例外として、報告日時点で金融商品の信用リスクが低い場合には、信用リスクの変動にかかわらず、企業は12か月の予想信用損失から全期間の予想信用損失への移行を行ってはいけません。ここでのIASBの意図は、「投資適格 (investment grade)」と同等の信用リスクを有する金融商品を信用リスクの低い金融商品に含めるということであったとPwCは考えています。

PwCの見解: 本公開草案は、ひとつの例として「投資適格」に言及しています。しかし、これによって、外部信用格付けのない金融資産について、企業が報告日時点でそうした金融資産の信用リスクは低いと結論付けた場合に、企業がそれら(たとえば個人向け貸出のポートフォリオにある資産)を信用リスクが低いと定義することが妨げられるべきではありません。債務不履行が差し迫っておらず、不利な経済状況または状況変化により生じる可能性があるのが、せいぜい、借手が金融商品に関する契約上のキャッシュ・フローの義務を果たす能力が弱まることである場合には、信用リスクは低いとみなされます。

一般モデルに対するこの例外は、モデルの費用対効果を高めるために導入されました。これにより、信用リスクが低い金融商品の信用度の変動を追跡する必要がなくなります。

PwCの見解: 報告日時点で信用リスクが低い金融商品を除いて、企業は、当初認識時の信用の質を追跡し、それと報告日時点の信用の質と比較する必要があります。これによって既存のシステムに対する変更が必要になると考えられますが、企業は現在のリスク管理の実務を利用できる可能性があります。

減損の測定

予想信用損失は、偏りのない確率加重アプローチを用いて算定し、かつ、貨幣の時間価値を考慮する必要があります。企業は最善の利用可能な情報を使用しなければなりません。その計算は、最善のケースの見積りでも最悪のケースの見積りでもありません。IASBは、比較的単純なモデルによって要求事項が満たされる場合があるため、必ずしも数多くの詳細なシナリオを展開する必要がないことを明確にしています。しかし、この計算は、少なくとも、信用損失が発生する確率および信用損失が発生しない確率の両方を織り込まなければなりません。

PwCの見解: FASBの提案にも、予想信用損失の測定について同様の原則が含まれています。

言い換えれば、すべての金融商品はある程度(きわめてわずかな場合もあるが)の債務不履行の発生確率を有しているため、これによって信用損失額が認識されることとなります。たとえば、企業が組成したCU1,000の貸付金で、当初認識以降に信用リスクの著しい増大はなく、今後12か月の債務不履行の発生確率が1%で、債務不履行時の損失が帳簿価額の総額の20%という例について検討してみます。この貸付金の場合、認識される12か月の予想信用損失に係る損失評価引当金は、 $CU1,000 \times 0.2 \times 0.01 = CU2$ となります。

しかしながら、十分な担保のある金融商品については、債務不履行時の損失がゼロになる可能性があるため、当該金融商品に債務不履行の発生確率が存在するという事実にもかかわらず、このような場合、損失評価引当金として認識すべき金額はゼロとなります。

PwCの見解: 前述のとおり、企業は予想信用損失を算定する際に偏りのない仮定を用いなければなりません。これによって、企業がすでに使用している(パーゼルのための)規制上のデータに対する調整が必要となる可能性があります。

会計単位

通常、企業は、損失評価引当金を12か月または全期間の予想信用損失のいずれと同額で認識すべきなのかを、個別の金融商品について評価しなければなりません。しかし、金融商品が共通のリスク特性を有している場合、企業はこの評価を集合的に(たとえば、グループまたはポートフォリオのベースで)行うことができます。リスク特性の例として、金融商品の形態、信用リスクの格付け、担保の種類、組成日、満期までの残存期間、業種、借手の所在地および担保の相対的価値が挙げられます。

全期間の予想信用損失の測定がグループの中の金融商品の一部についてしか適切でない場合、金融商品をグルーピングして集合的に評価すべきではありません。企業は、新たな情報が利用可能になるたびごとに、金融商品の集約を再検討しなければなりません。

さらに、企業は、個別に、あるいは金融商品が共通のリスク特性を有している場合には集合的に、予想信用損失を見積ることによって損失評価引当金を測定すべきです。

PwCの見解：IASBの公開草案は、個別の金融商品に適用されますが(金融商品が共通のリスク特性を有している場合には)、減損の評価および測定をポートフォリオを基礎として集行的に行うことを容認しています。企業は、このような集成的な評価が個別の評価と異なる結果にならないことを確保する必要があります。本公開草案は、新たな情報が利用可能になるごとに金融商品の集約を再検討することを明示的に要求していますが、これにより実務上の複雑性が増す可能性があります。

PwCの見解：FASBの提案は、会計単位を明示的には取り扱っていません。しかしながら、CECLモデルは金融資産のポートフォリオまたは個別の資産のいずれにも適用できるというのがFASBの意図であるとPwCは理解しています。CECLモデルの一部の側面は、個別資産レベルでの検討を要求しています。たとえば、その他の包括利益を通じて公正価値(FV-OCI)で測定される金融資産がFASBの提案する実務上の便法(すなわち、一定の条件が満たされた場合に信用損失を認識しない)に適格かどうかを評価する際には、著しい信用損失が存在するかの評価は個別資産レベルで行われます。

割引率

予想信用損失を算定する際には(12か月または全期間の予想信用損失にかかわらず)、貨幣の時間価値を考慮しなければなりません。本公開草案は、適切な割引率を決定することを企業に求めており、無リスク金利と実効金利の間の何らかの率を割引率とすることができます。この割引率は現在の金利(たとえば、各報告日が含まれる期間における無リスク金利)とすることができます。ただし、報告日現在で減損の客観的証拠がある場合(すなわち、IAS第39号の現行の規定の下で金融資産が減損している場合)には、企業は、予想信用損失を、当該資産の償却原価と見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定しなければなりません。

この規定に対する例外の1つは、未行使のローン・コミットメントおよび金融保証です。ローン・コミットメントと金融保証の場合、割引率は貨幣の時間価値についての現在の市場の評価(すなわち無リスク金利)、およびキャッシュ・フローに固有のリスクを反映しなければなりません。

もう1つの例外として、購入または組成した信用減損金融資産の予想信用損失は、それらに固有の信用調整後の実効金利を用いて割り引く必要があります。

PwCの見解：FASBのCECLモデルのもとでは、予想信用損失の見積りは明示的または黙示的に貨幣の時間価値を反映しなければなりません。企業が、貨幣の時間価値を明示的に考慮する割引キャッシュ・フロー・アプローチを使用することを選択する場合、キャッシュ・フローは実効金利で割り引かなければなりません。

PwCの見解：IASBの公開草案は、企業に、適用すべき割引率について選択肢を定めています。これは当初の実効金利の使用を要求しているIAS第39号とは対照的です。

企業は、予想信用損失を割り引く期間を(一部の信用管理システムが使用している)債務不履行日までではなく、報告日までとする必要があります。

金利収益

金利収益は、資産の総額での帳簿価額に対して実効金利法を用いて計算されます。現在と同じように、金利収益については、損益計算書およびその他の包括利益計算書において独立の表示科目として表示しなければなりません。ただし、減損の客観的証拠が存在する場合(すなわち、IAS第39号の現行の規定の下で金融資産が減損した場合)には、金利は、予想信用損失に係る損失評価引当金を控除した帳簿価額に対して計算されます。

IASBは、帳簿価額の総額を企業による回収見込額を超えて増大させることを避けるために、金利計算の基礎をこの時点で変更する必要があると考えています。

PwCの見解: 全期間の予想損失を測定する(減損の客観的証拠がない)金融資産と、減損の客観的証拠がある金融資産を区別する要求事項は、企業に追加的な負担を強いることとなります。IASBは、現行IAS第39号の下でも、減損している資産には同様の金利計算が要求されていると主張しています。

PwCの見解: FASBの金利認識についての提案は異なっています。CECLモデルは、契約上のすべてのキャッシュ・フローを回収する可能性が高くない場合を除いて、企業に契約上の金利収益を認識することを求めています。元本のほとんどすべて、または金利のほとんどすべてを受け取る可能性が高くない場合に、企業は金利収益の発生計上を中止します。

PwCの見解: IASBとFASBの両審議会は、金融資産の金利認識について異なる取り扱いを要求しています。IASBは、減損の客観的証拠がある金融資産について、(損失評価引当金を控除した後の純額の帳簿価額に基づいて計算された)金利収益の認識を引き続き要求している一方で、FASBは(企業が、元本のほとんどすべて、または金利のほとんどすべてを受け取る可能性が高くない場合に)、金利収益の発生計上の中止を要求しています。IASBの提案は、IFRSの現行の会計処理と整合しています。FASBは、提案に現行の業界の実務を反映させることを意図しています。

ローン・コミットメントおよび金融保証

本公開草案の適用範囲に含まれるローン・コミットメントおよび金融保証について、引当計上のために、企業は与信を行う契約上の義務を有している期間にわたり引き出されると予想される資金の額を見積る必要があります。これは、たとえ企業が信用損失を回避する目的で融資枠を取り消すことはないとは予想している場合でも、未行使の融資枠がただちに取り消し可能であれば、予想信用損失に係る引当金は認識しないことを意味します。

前述のとおり、予想信用損失を計算する際に、企業は、割引率の選択に関して貸出金等と同様の選択肢を有しているわけではありません。ローン・コミットメントおよび金融保証に係る予想信用損失を評価するための割引率は、貨幣の時間価値についての現在の市場の評価(すなわち、無リスク金利)およびキャッシュ・フローに固有のリスクを反映しなければなりません。

PwCの見解: ローン・コミットメントはFASBのモデル案の適用範囲に含まれています。現在、金融保証はFASB提案における適用範囲に含まれていません。

PwCの見解: IASBの提案するローン・コミットメントに対するモデル案は、IFRSのもとでの現行実務と異なっています。現在、企業は信用リスクを管理する目的上、企業の行動予想(契約期間を超える場合もある)に基づいて減損を評価しています。そのため、測定に契約上の義務を反映するという公開草案の要求事項によって、企業は現在の評価を変更しなければならない可能性があり、結果的に引当金の水準が(現行実務と比較して)低下することが考えられます。

購入または組成した信用減損金融資産

減損の一般モデルは、購入または組成した信用減損金融資産には適用されません。資産の当初認識時点で、減損の客観的な証拠(IAS第39号で規定されている)が存在する場合(たとえば、ディープ・ディスカウントで購入する場合)、当該資産は購入時または組成時に信用が減損しているとみなされます。

このような金融資産について、減損は、当初認識時に全期間の予想信用損失に基づいて算定されます。ただし、当初認識時に、当該予想信用損失は実効金利を計算する際の見積キャッシュ・フローに含められます。資産の存続期間にわたって金利収益を認識するための実効金利は、信用調整後の実効金利となります。したがって、当初認識時に損失評価引当金は認識されません。

全期間の予想信用損失の事後的な変動は、その変動が正でも負でも、直ちに純損益に認識されません。

PwCの見解: IAS第39号のもとで、ディーブ・ディスカウントで購入した資産に使用される実効金利は、本公開草案と同じ信用調整後の割引率です。

PwCの見解: FASBの公開草案も、購入した信用減損金融資産 (purchased credit-impaired assets, PCI資産) について特定のガイダンスを含んでいます。PCI資産は、取得した個々の金融資産(または取得日時時点で共通するリスク特性を有する取得した金融資産のグループ)のうち、買手の評価に基づいて、組成以降に重大な信用度の悪化を経験したものと定義されています。

PCI資産について、FASBの提案は、購入価格に含まれる取得日時時点の予想信用損失に起因するディスカウントを評価することを買手に要求しています。このディスカウントの額は、金利収益として認識されません。取得時において、企業は、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローの金額を引当金として計上することを要求されます。当初の購入価格の各構成要素は、「初日 (day one)」の引当金を反映する分について「総額表示(グロスアップ)」されます。

当初認識時より後は、PCI資産の予想信用損失に係る損失評価引当金の取り扱いは、FASBモデルの適用範囲に含まれる他の負債性金融商品と同じアプローチに従うこととなります。言い換えれば、予想信用損失に係る損失評価引当金の変動は、当期における信用損失に係る引当金への調整として認識されます。

PwCの見解: IASBの購入または組成した信用減損金融資産のモデルは、FASBのPCIモデルとは異なっています。IASBの提案には、内包された損失評価引当金を反映するよう貸付金の計上額を「グロスアップ」という概念はありません。IASBは、当初認識時に予想信用損失に係る損失評価引当金を計上することは要求していませんが、そのかわりに金利収益の発生計上額を、契約上のキャッシュ・フローではなく、予想キャッシュ・フロー(当初の予想信用損失を含む)に限定しており、これは、IAS第39号のAG5項を適用する現行の実務と同様です。

営業債権およびリース債権

本公開草案には、営業債権およびリース債権についての単純化したアプローチが含まれています。企業は、IAS第18号「収益」の適用範囲内の取引から生じる短期の営業債権について、全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定しなければなりません。また、本公開草案は、新しい収益基準の公表時に、重大な財務要素のない営業債権を(現在要求されている公正価値ではなく)取引価格で当初測定するようIFRS第9号を修正することも提案しています。

長期の営業債権およびIAS第17号に従ったリース債権については、企業は、一般モデルと短期の営業債権に適用されるモデルのいずれかを会計方針として選択することができます。

PwCの見解: 短期の営業債権(選択した場合には長期の営業債権およびリース債権も)についての単純化したモデルにおいては、IASBの提案とFASBの提案の測定基礎は等しくなります。

引当マトリックスについては、現在の状況および将来の状況の予測を反映するために適切な調整が行われている場合に使用が許容されています。

PwCの見解: 短期の営業債権についての単純化したモデルは、IAS第39号に従った現行の実務からの変更を意味します。現行の実務では、営業債権が期日経過になる際に減損損失が認識されることが頻繁に起こっています。IASBは、短期の営業債権について基準の実施に関するコストを軽減させるため、全期間の予想信用損失に係る引当金を初日に認識するという単純化したモデルを含めました。

条件変更

企業が、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更を行い、その条件変更により当該金融資産の認識の中止が生じない場合、企業は、改訂後の契約上のキャッシュ・フローを反映するように当該資産の総額での帳簿価額を修正しなければなりません。新しい総額での帳簿価額は、見積もった将来の契約上のキャッシュ・フローを当該資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値として算出しなければなりません。その結果として生じる修正は、条件変更による利得または損失として純損益に計上しなければなりません。

条件変更された資産については、信用リスクの著しい増大が発生しているかを判定するために、他の金融資産と同じ方法で評価しなければなりません。企業は、金融資産の改訂後の契約条件に基づいた報告日現在の信用リスクを考慮しなければなりません。この信用リスクは当該金融資産の改訂前の契約条件に基づいた当初認識時の信用リスクと比較されます。この比較によって信用リスクの著しい増大が示されない場合、損失評価引当金は12か月の予想信用損失で測定しなければなりません。

PwCの見解：IASBの公開草案には、条件変更された資産についての総額での帳簿価額の算出に関するガイダンスと、信用リスクの変動についての条件変更された資産の評価に関するガイダンスが含まれています。ただし、どのような場合に金融資産の条件変更が認識の中止となるのかに関するガイダンスは提供されていません。これは、引き続き判断が必要な領域となっています。

PwCの見解：問題の生じた債務の再編 (troubled debt restructuring) 以外の条件変更に関するFASBの提案においては、条件変更によって新たな貸付金となるのか既存の貸付金の継続となるのかの評価に関する現行のガイダンスに変更はありません。

問題の生じた債務の再編について、CECLモデルは、当初の実効金利が引き続き条件変更された資産の実効金利となるように、条件変更された資産の取得原価の修正 (ベース・アジャストメント) を要求しています。ベース・アジャストメントは、条件変更前の償却原価基礎から新たな

一連のキャッシュ・フローの現在価値(当初の実効金利で割り引く)を控除したものとして計算されます。

直接償却

本公開草案は、回収の合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しなければならないことを提案しています。

PwCの見解：直接償却の原則は、FASBとIASBのモデルで整合しています。これは比較可能性に寄与すると考えられます。しかし、回収の合理的な予想のない場合には評価に際して引き続き判断が必要となるため、企業は直接償却の方針 (直接償却についての企業の指標を含む)、および直接償却して依然として履行強制活動の対象となっている資産があるかどうかを開示しなければなりません。

表示

企業は、金利収益を、純損益及びその他の包括利益計算書に独立の表示科目として表示しなければなりません。減損損失 (減損損失の戻入または減損利得を含む) も、純損益及びその他の包括利益計算書の独立の表示科目として表示しなければなりません。

企業は、次のように予想信用損失を財政状態計算書に認識しなければなりません。

- 予想信用損失が償却原価で測定する金融資産もしくはリース債権に関連するものである場合には予想信用損失に係る損失評価引当金
- ローン・コミットメントもしくは金融保証契約に関連するものである場合には引当金 (すなわち、負債)

公開草案「分類及び測定」に従って強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産については、減損累積額は財政状態計算書において独立表示されません。

PwCの見解：FASBの提案しているCECLモデルは、財政状態計算書において、予想信用損失を、資産の償却原価を減額する損失評価引当金として独立の表示科目とすることを要求して

いることを除き、同様の表示を要求しています。前述のとおり、PCI資産は、両方のモデルのもとで異なる表示要求に従うことになります。

IASBの表示に関わる提案は、IFRSの現行実務を変更するものではありません。

開示

予想信用損失から生じた財務諸表上の金額ならびに信用リスクの悪化および改善の影響を特定し説明するために、広範な開示が提案されています。財務諸表の利用者が、財政状態計算書に表示されている表示科目への調整ができるように、十分な情報を提供する必要があります。開示目的のため、金融商品は財務諸表の利用者の理解を容易にするようなクラスにグルーピングされなければなりません。

本公開草案は、次の測定区分ごとに、総額での帳簿価額および関連する損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表を別個に示すことを要求しています。

- 損失評価引当金を12か月の予想信用損失と同額で測定する金融資産
- 損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定する金融資産
- 減損の客観的証拠がある金融資産
- 購入または組成した信用減損金融資産
- ローン・コミットメント
- 金融保証

12か月または全期間の予想信用損失を見積る際に使用したインプット、仮定、および見積技法の開示が要求されています。これには、選択した割引率、実際に使用した割引率(すなわち、百分率)、および割引率を決定するために行った重要な仮定など、割引率に関する情報が含まれます。

条件変更については、全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金が測定されていたが条件変更された金融商品について、条件変更による利得または損失および償却原価の開示が要求されています。企業は、条件変更の後の期間において、損失評価引当金の測定が全期間の予想信用損失から12か月の予想信用損失に変更された金融資産の総額での帳簿価額、さらに債務不履行の再発率

(金融資産が債務不履行中に条件変更された場合)も開示しなければなりません。

担保に関して次に関する詳細な情報も提供しなければなりません。

- 担保についての記述
- 担保の質に関する情報および質の変化についての説明
- 減損の客観的証拠のある金融商品の場合、担保により予想信用損失の重大さがどの程度減少しているか
- 担保により予想信用損失がゼロとなっている金融資産の総額での帳簿価額
- ポートフォリオまたは地域の集中についての詳細についても開示されなければなりません

企業は、金融商品の信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定の際に使用したインプット、仮定、および見積技法、ならびに見積りまたは見積技法に変更があればそれらを説明しなければなりません。

企業は、期日経過が30日超の金融資産には信用リスクの著しい増大があるという推定に反証した場合には、企業が当該推定にどのように反証したのかを開示しなければなりません。

信用リスク格付けごとに、金融資産の総額での帳簿価額ならびにローン・コミットメントおよび金融保証契約について引当金として認識した金額を開示しなければなりません。

PwCの見解: FASBの提案も、財務諸表の利用者が次のことを理解できるように広範な開示を要求しています。(1)ポートフォリオに内在する信用リスクおよび経営者がポートフォリオの信用度をどのように管理しているか、(2)予想信用損失についての経営者の見積り、ならびに、(3)報告期間中に発生した予想信用損失の見積りの変動。

新しい減損モデルの判断を必要とする特徴を考慮して、両審議会は、財務諸表の比較可能性を高めるために、IFRSまたはUS GAAPのいずれかによって現在要求されている事項に加えて、かなりの追加的開示を要求しています。

経過措置

本公開草案は適及的に適用されますが、比較情報の修正再表示は要求されていません。ただし、企業は、事後的判断(hindsight)を使用せずに比較情報を修正再表示することが可能である場合には、比較情報を修正再表示することが容認されています。企業が比較情報を修正再表示しない場合、適用開始年度において、本基準案を適用することの影響について利益剰余金の期首残高を修正しなければなりません。

PwCの見解: FASBの提案する経過措置ガイダンスは、ガイダンスが発効する最初の報告期間の期首現在の財政状態計算書において累積的影響を調整することを要求しています。これは、比較情報を修正再表示せずに利益剰余金の期首残高を調整する企業に関するIASBの提案と同様です。

ただし、企業は、IAS第39号に基づく期末の減損引当金ならびにIAS第37号に基づくローン・コミットメントおよび金融保証に係る引当金から、本公開草案に基づく期首の損失評価引当金または引当金への調整表を開示しなければなりません。

適用開始日において、金融商品の当初認識時の信用リスクの算定に過大なコストまたは労力が必要となる場合には、当該金融商品が認識の中止となるまで、企業は、各報告日において信用リスクが低い(「投資適格」)かどうかを検討することによって損失評価引当金を算定しなければなりません。

PwCの見解: IASBの公開草案は、事後的判断を使用せずに比較情報を修正再表示することは、非常に困難な可能性があるため、比較情報の修正再表示を要求していません。その一方で、本公開草案は、IAS第39号またはIAS第37号に基づく期末の減損から期首の予想信用損失への調整表を要求することによって、財務諸表の利用者が新しいモデルへの移行の影響を評価できることを確かなことにしています。

本公開草案は、信用リスクの当初認識時からのデータをこれまで追跡しておらず過大なコストまたは労力をかけなければ当該データを入手できない企業のために実務上の便法を提供しています。この場合、企業は、報告日における絶対的な信用リスクのみに基づいて損失評価引当金を

算定することが許容されています。この要求事項は、当初認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかにかかわらず、投資適格を下回る金融資産についての損失評価引当金は全期間の予想信用損失と同額で測定されることを意味します。企業は、この実務上の便法のコストと便益の両面を考慮する必要があります。

次のステップ

本公開草案に関するコメント募集期限は、2013年7月5日となっています。本公開草案によって最も重要な影響を受けることになる銀行および保険業界の企業を中心に、すべての関係者に対してIASBにフィードバックを提供することを推奨します。

本公開草案は、発効日を定めていませんが、IFRS第9号の全フェーズについての適切な強制発効日に関するコメントを求めています。

PwCの見解: FASBの公開草案は、2012年12月に公表されており、最近、コメント・レターの期間が2013年5月31日までに延長されました。

コンバージェンスは広範囲の利害関係者にとって主な目的のひとつであり、そのため、両審議会は、コンバージェンスされた減損モデルを共同で開発することを要求されてきました。PwCは、両審議会は、コメント期限の後にそれぞれの公開草案に対して受け取ったコメントを共同で審議すると予想しています。

PwCの見解: IASBは、以前に、IFRS第9号の要求事項の強制発効日を2015年1月1日と決定していました。しかし、本公開草案に含まれるIFRS第9号に対する派生的な修正において、2015年1月1日の強制発効日が削除されています。IASBは、企業が減損に関する提案を適用するのに必要な準備期間についての意見を求めています。

加えて、欧州連合(EU)はまだIFRS第9号を承認していません。したがって、EU内のIFRS報告企業は本基準を早期適用することができません。EUは、マクロ・ヘッジを除いて、金融商品に関するすべてのガイダンスが最終基準化された際に、承認に関する決定を行うと述べています。

本公開草案の中の提案について質問がある場合
や詳細な情報が必要な場合は、PwC担当者までお
問い合わせください。

付録

IASB の公開草案「金融商品：予想信用損失」と FASB の公開草案「金融商品—信用損失」との比較

概要	IASB	FASB
範囲	<ul style="list-style-type: none">IFRS 第 9 号に従って償却原価で測定する金融資産公開草案「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産信用を供与する現在の契約上の義務がある場合のローン・コミットメント (IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で会計処理するローン・コミットメントを除く)IFRS 第 9 号の範囲に含まれる金融保証契約のうち、純損益を通じて公正価値で会計処理するものではないものIAS 第 17 号「リース」の範囲に含まれるリース債権	<p>純利益を通じて公正価値で測定されない貸付金、負債性証券、ローン・コミットメント、営業債権、再保険債権、およびリース債権に適用される。</p> <p>金融保証は現在、FASB の公開草案の範囲外である。</p>
信用損失を見積る際に考慮する情報	企業は、合理的に利用可能な情報 (過去の事象、現在の状況、ならびに将来の事象および経済状況の合理的で裏付け可能な予測) を考慮しなければならない。	同左
予想信用損失の定義	信用損失をそれぞれの債務不履行確率で加重した加重平均。信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての元本および利息のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると予想しているすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値と定義されている。	同左

概要	IASB	FASB
信用損失に係る引当金の測定目的	企業は、当初認識以降に信用リスクが著しく増大した場合にのみ全期間の予想信用損失を認識する。それ以外の場合、損失評価引当金は12か月の予想信用損失と同額で測定される。	企業は、各報告日に、すべての負債性金融商品の予想信用損失の全ての部分について引当金を認識する。
信用損失に係る引当金の変動の認識	純損益勘定は、信用リスクが著しく悪化していない金融商品の12か月の予想信用損失の変動を反映するとともに、その他すべての金融商品についての全期間の予想信用損失の変動を反映する。 純損益勘定には次も含まれる。(1)信用リスクの著しい増大を経験した金融商品について、信用損失の測定的目的が「12か月の予想信用損失」から「全期間の予想信用損失」へ変更となった影響、(2)信用リスクの著しい増大をもちや経験していない金融商品について、信用損失の測定目的が「全期間の予想信用損失」から「12か月の予想信用損失」へ変更となった影響。	信用損失評価引当金の変動は直ちに純利益に認識される。
金利収益の認識	金利収益は、金融資産の総額での帳簿価額に対して実効金利法を用いて計算する。 ただし、減損の客観的証拠がある場合(すなわち、資産が現行のIAS第39号の現行の規定の下で減損している場合)には、金利収益は損失評価引当金を控除した後の純額での帳簿価額に対して計算する。	契約上のキャッシュ・フローのすべてを回収する可能性が高くない場合を除いて、企業は、契約上の金利収益を認識する。
購入した信用減損金融資産	金融資産は当初の公正価値で計上され、実効金利には当初認識時点における全期間の信用損失の見積りが含まれる。	金融資産の計上額は、組み込まれた引当金を反映するため「総額表示(グロスアップ)」される。当初の購入価額に織り込まれたディスカウントのうち信用に起因しない残りの部分は、資産の存続期間にわたって金利収益として認識される。

Practical guide to IFRS – Exposure draft on impairment of financial assets

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

概要	IASB	FASB
組成した信用減損金融資産	購入した信用減損金融資産モデルに従う。	一般的なCECLモデルに従う。
予想信用損失の測定原則	予想信用損失の見積りは、貨幣の時間価値を反映し、かつ、少なくとも信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方を反映する。企業は、最も可能性の高い結果のみに基づいて予想信用損失を見積ることを禁止されている。	同左
直接償却	企業は、回収の合理的な予想を有していない期間において金融資産を直接償却する。	同左
割引率	割引率は、無リスク金利と実効金利の間の(これらを含む)何らかの率とすることができる。	割引キャッシュ・フロー・アプローチを使用する場合、実効金利を用いなければならない。
会計単位	通常、企業は、損失評価引当金を12か月または全期間の予想信用損失のいずれと同額で認識すべきなのかを、個々の金融商品ベースで評価しなければならない。ただし、金融商品が共通のリスク特性を有している場合、企業はこの評価を集合的に(たとえば、グルーピングまたはポートフォリオのベースで)行うことができる。 企業は、個別ベース、あるいは金融商品が共通のリスク特性を有している場合には集合的に、予想信用損失を見積ることによって評価引当金を測定しなければならない。	FASBの提案は、会計単位を明示的に取り扱っていない。FASBモデルは、個別資産にも資産ポートフォリオにも適用できるというのが意図である。
ローン・コミットメントおよび金融保証	割引率の選択肢がないことを除き、一般モデルに従う。	ローン・コミットメントはCECLモデルに従う。 現在、金融保証はFASBの公開草案の範囲外である。

Practical guide to IFRS – Exposure draft on impairment of financial assets

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

概要	IASB	FASB
営業債権およびリース債権	営業債権およびリース債権についての単純化したアプローチ	営業債権およびリース債権はCECLモデルに従う。
条件変更	<p>企業が、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更を行い、その条件変更により当該金融資産の認識の中止が生じない場合、企業は、改訂後の契約上のキャッシュ・フローを反映するように当該資産の総額での帳簿価額を修正しなければならない。その結果として生じる修正は、条件変更による利得または損失として純損益に計上しなければならない。</p> <p>信用リスクの著しい増大が発生しているかを判定するために、条件変更された資産を他の金融商品と同じ方法で評価しなければならない。</p>	<p>問題の生じた債務の再編 (troubled debt restructuring) を除き、条件変更によって新たな貸付金となるのか既存の貸付金の継続となるかの評価に関する現行のガイダンスに変更はない。</p> <p>問題の生じた債務の再編の場合、当初の実効金利が引き続き条件変更された資産の実効金利となるように、条件変更された資産の取得原価を修正 (ベーク・アジャストメント) しなければならない。ベーク・アジャストメントは、条件変更前の償却原価基礎から新たな一連のキャッシュ・フローの現在価値 (当初の実効金利で割り引く) を控除したものとして計算される。</p>
表示	<p>企業は、金利収益および減損損失を、純損益およびその他の包括利益計算書に独立の表示科目として表示しなければならない。</p> <p>企業は、予想信用損失が償却原価で測定する金融資産もしくはリース債権に関連する場合には予想信用損失に係る損失評価引当金として、ローン・コミットメントもしくは金融保証契約に関連するものである場合には引当金 (すなわち、負債) として、予想信用損失を財政状態計算書に認識しなければならない。</p> <p>公開草案「分類及び測定」に従って強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産については、減損累積額は財政状態計算書において独立表示されない。</p>	<p>財政状態計算書において、予想信用損失を、資産の償却原価を減額する損失評価引当金として独立の表示科目とすることが要求されていることを除き、同様の表示が要求されている。</p>

概要	IASB	FASB
開示	広範囲の開示	広範囲の開示
経過措置	遡及適用されるが、比較情報の修正再表示は要求されない。ただし、企業は、事後的判断を使用せずに可能である場合には、比較情報を修正再表示することが容認されている。企業が比較情報を修正再表示しない場合、適用開始年度において、本基準案を適用することの影響について利益剰余金の期首残高を修正しなければならない。	ガイダンスが発効する最初の報告期間の期首現在の財政状態計算書において累積的影響を調整しなければならない。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2013 PwC. All rights reserved.
PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

Practical guide to IFRS – Exposure draft on impairment of financial assets

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。